

～学校・教育委員会との接し方～ 話し合いのポイント

【面談アポ取り前の準備】

①保護者・子どものホームスクーリングへの理解・確信を固める

聖書は、他人に教育を任せるとはせず、親・祖父母が第一義的な責任を持って神を愛し、他者を敬い、神と人に仕えていくことを教える責任を命じています。朝も昼も夜も、道を歩く時も家にいる時も、つまり24時間、繰り返し繰り返し教えていく方法です。この教育の原点に立ち返り、進めていくのがホームスクーリングです。



親が第一義的な責任を持つことは、教育基本法10条にも明記され、憲法の理念にもかきまいます。最近では「多様な学習活動の重要性を鑑みる」とした「教育機会確保法」でも確認されている基本的な学習環境です。欧米では40年を経て、300万人を超える子どもたちがホームスクーリングを実施し、実を結んでいます。神と親との深い絆を土台に、優れた社会性を育み、画一化・集団教育ではなく個別学習により、学業、文化、スポーツにおいても、優れた実績を残しています。

日本での進路は弁護士、公認会計士、医師、看護師、TV局記者、教師、美容師、牧師、伝道者、海外ボランティアほか、プログラミングの世界大会での優勝など、活躍は多分野に広がっています。

親の犠牲、周囲の支援、聖書の理念に基づく

子どもたちへの最高の教育環境であるホームスクーリング。そのサポートを目指すチア・にっぽんが2000年に発足して以来、豊かな実が結ばれ始め、日本での理解や法整備も一歩一歩広がってきています。

②準備が肝心！子どもたちの魂と未来のために、マガジン43号～46号を熟読！

「教育機会確保法」を約3年間にわたり特集したチア・マガジン43号～46号のほか、ニュースレター173号（2019年1月号）の関連記事をもう一度全部、丁寧に読み直すことをお薦めします。30数名の国会議員、元文



科大臣、副大臣、文科省等の皆さんらと、のべ50回を超える個人面談をした時のやり取りは、基本的に学校・教育委員会からの質問&答え方・対策と重なります。

2018年12月に衆議院議員会館で開催された超党派フリースクール等議連総会では、「教育機会確保法は、まだ学校・教育委員会の皆さん方にも認識・周知・啓発が十分でない」と指摘されていました。総会ではチア・にっぽんからも実情をレポートさせていただき、「チア・マガジン」等で事前に学習してプレゼンした場合は、しっかりと理解を得ていることを伝えました。

チア・マガジン等には、「教育機会確保法」や「ホームスクーリング」についてどのような説明をすればよいのか、十分な事例や模範解答が多角度から、詳細に記述されています。既に、実を結んでいる武器、理論的なリソースを用いてください。

実際に、議員の皆さんらとの個人面談においても、また法案に関するチア・にっぽん微調整案をプレゼンした際も、理解と共感をいただき

ました。法案の審議過程においても、「チア・にっぽんからの提案で教育機会確保法の条文が一部修正された」と、国会議員、文科省の皆さんから伝えていただきました。憲法や、40年を超える歴史を持つ海外の事例を踏まえ、また、日本での20年にわたるホームスクーリングの実践に基づいたプレゼン方法です。

こうした記事をしっかりと読み込み、学習すれば、ホームスクーリングや「教育機会確保法」について、学校・教育委員会の皆さん方にしっかりプレゼンでき、リードできるレベルになります。子どもたちの魂の獲得と育成のために最高の教育環境を確保し、継続していくために、事前学習は必須です。ぜひ、時間をかけて、じっくり読み直し、まず保護者の皆さんが理解を深め、整理し直し、第三者にプレゼンできる準備を整えてくださればと思います。

③持参すべき資料と教材等の準備

(1) ホームスクーリングがよく分かるパッケージ 2セット (チア・マガジン「教育機会確保

法特集号(43/44/45/46号)」、チア企画イベントのパンフレット(コンベンション・サマーキャンプ・白馬セミナー)、国会議員・文科大臣らの写真入りチア封筒、国会議員向けホームスクーリング資料等)

※このパッケージは、教育委員会、また学校側に1セットずつプレゼントされると、今後のために一層、効果的です。

(2) 実際に用いる予定の教材(聖書に立つ教科書シリーズ、公文・ベネッセ・GrapeSEEDほか各家庭で選択した教材)

(3) 子どもたちの写真アルバム(日頃の家族の様子・活動、スポーツクラブ、音楽、塾等での活動、チアの企画への参加等、健全でアクティブな日常の様子が分かる写真)

④教育委員会・学校との面談スケジュール

保護者の確信を再確認し、上記の準備を進めた時点で、教育委員会、または学校長にホームスクーリング実施の連絡をし、面談スケジュールを調整します(既に就学中の場合は、まず担任の先生に連絡。普通は、教育委員会)。

贈呈 「チア・につぽんマガジン」44号
—— 続・多様な教育をめぐる
「教育機会確保法」特集号



浮島とも子 議員 河村建夫 議員 下村博文 議員 丹羽秀樹 議員 馳浩 議員 笠浩史 議員

(五十音順)

▶30人あまりの議員(河村・下村 元文科大臣、笠・丹羽 元 文科副大臣、林・浮島 元文科政務官ほか)、関係者らと「多様な教育」「ホームスクーリング」等をテーマに50回の個人面談等収録、480日間の舞台裏・後編

▶安倍総理が3年連続・施政方針演説で明言の「多様な教育支援」、3年後の法改定に向けての課題と展望

▶馳浩 前文科大臣、河村建夫 元文科大臣、笠浩史・丹羽秀樹 元文科副大臣、浮島とも子元文科大臣政務官の推薦のことば入り

720名の国会議員にチア・マガジン教育機会確保法特集号、元文科大臣ら5名の推薦文らと共に贈呈!このセットや封筒等は、「ホームスクーリングよくわかるパッケージ」として、教育委員会の皆さんとの面談等でも用いられています

教育委員会との面談終了後、学校長との2回目の面談が提案されるケースもあります。その面談には、母親だけでなく、両親が一緒に出席できるスケジュールを選択ください（シングルマザーの場合は別）。両親が一致していることが肝心で、強力です。傾向として、母親が先にホームスクーリングに目覚めるケースが多いですが、やはり父親が心から同意、サポートしていることが、長い目で大切であり、第三者にも安心感を与えます。

【面談の当日】

⑤ 2分で、プレゼン資料を並べる

「本日はありがとうございます。まずは資料を持ってきましたので、2分ほど時間をください」と明るく、感謝を込めて接し、持参した資料をテーブル等に並べる。

(1) チア・イベントのパンフレット（表紙が見えるように）、(2) 国会議員に送ったチア封筒（2種類）、(3) 30数名の国会議員・文科大臣、文科省の皆さんとの個別面談等を掲載したチア・マガジン4冊（表紙がそれぞれ見えるように）、(4) 国会議員への資料、(5) 教材・参考資料、(6) 子どもたちの写真アルバム等です。マガジンは、進路、議員との面談のページ、社会性についてのページ、元文科大臣ら5議員からのチアへの推薦の言葉（45号）、超党派議連でのチア・にっぽんの発言のページ等に、付箋を貼り、そのページを開いておく。

並べながら、相手に論理的・法的な根拠、全国的な広がりを示し、ビジュアル的に実感してもらう目的もあります。威風堂々、また福音を知らせるチャンスとして喜びと感謝にあふれ、自信を持って並べることです。コミュニケーションの3つの原則を祈りつつ、準備します。①こうした教育の真髄の情報を必要とし、日々、尽力しておられる先方に感謝し、プラスとなり、貢献できますように…②先方と良きコミュニケーションが取れますように…③真理に立ち、強

い確信を持って伝えられますように…。この2分間をエンジョイください。

⑥ 感謝と敬意を込めて、簡単なあいさつ

「今日は我が家の教育方針と実践のお知らせに来ました。お時間を取ってくださってありがとうございます」。特に、「敵対」ではなく、感謝と敬意と説明責任を果たす姿勢を示すことが肝心です。「憲法・法律（教育基本法・教育機会確保法）」と「“キリストへの信仰”や“聖書への確信”に基づく愛」「相手の方々への敬意・励まし」「謙遜さ」と「余裕」が大事です。

ポイントは「お知らせに来ました」という言葉です。「申請」ではなく、あくまでも「お知らせ（アップデート）」を目的とし、「関心を持ってくださるようであれば、分かち合いをさせていただく」というスタンスで伺うのがいいのではと思います。申請だと「許認可」をもらいたいですが、別に認可がほしいわけではないからです。

そして短く「こんなに幸せで感謝しています！子どもも親も、もちろんこのまま継続していこうと思っています」という感じで伝えます（冒頭のあいさつは1～2分。手紙ならば3行ぐらいでしょうか。幼稚園の年齢から過ごしてきた様子、あるいはホームスクーリングを決意してからの数カ月の様子）。

「親子の絆」「学力」「社会性」「友だち」「しつけ」「人格形成」「将来の目的意識」などが強化でき、祝福され、実を結び始めていること、親・夫婦としても反省しながらも成長できていること等、コンパクトに話されることをお勧めします。

⑦ 教育機会確保法と新時代の最先端・誠実&メジャー感を！

⑤で机に並べた準備資料を説明し、概観をつかんでもらいます。

チア・マガジン等を示し、教育機会確保法の

ポイントを簡単に説明しつつ、チアのイベントパンフレット等を見せながら、全国的なネットワークの中で進めている状況、また進路先等を伝えます。

担当者の方は、法律の認識や文科省の通達について理解が不十分であるケースが、まだあります。「この方々は、孤立して異様なことをしているのでは」といった懸念や心配、不安を、いまだに多少なりとも持っておられるかもしれません。

マガジン・パンフレット等を提示してビジュアルなメジャー感を出し、数字や写真等で情報提供し、「多様な学習活動の重要性を鑑みる」といった教育機会確保法のポイントを解説し、マイナー感や不安感、違法の意識等をまず取り除けられればと思います。

そのために、チア・マガジンや国会議員に送ったチアからの封筒、コンベンション、サマーキャンプ、白馬などのパンフを重ねて紹介し、ビジュアル的にプレゼンすることをお勧めします。「この親の子どもたちだけではないのだ」「我が教育委員会の管轄区だけの特異な存在ではないのだ」ということを、まず実感してもらうこ

とです。「法律についても聞いたことはあるが、詳しく知らないのは勉強不足だったかもしれない」「昨今、教育問題が激増している中で、このような選択肢もありかもしれない。条文にある通り、多様な学習の重要性を鑑みなければならない」と認識してもらえたら、とても感謝です。

ホームスクーリング人口は、アメリカでは200万人と言われてきましたが、この10年でさらに伸びているとのことで、現在は300万人以上とされています。具体的に示しながらプレゼンされると、教育委員会の皆さんも、一層、安心されると思います。

学校任せではなく、親の責任のもとに、いろいろなサポートを受けながら教育に励むという、教育の原点に立ち返る動きが、世界的に、そして日本でも広がっていること、日本でも法的に環境整備が進んでいることをしっかり認識してもらうことです。

⑧法律面での備え

欧米では、ホームスクーリングは、日本の憲



多様な教育をめぐる「教育機会確保法」議連総会にて報告・提案する筆者（左端）

法にもある基本的人権（11条）、個人の尊重（13条）、思想、及び良心の自由（19条）、信教の自由（20条）、学問の自由（23条）、教育を受ける権利（26条）らを根拠に、合憲、合法が勝ち取られています。アメリカではホームスクーリング推進ウィークまで上下院で可決されています。国連子ども憲章でも認められ、親の持つ自然権と見られています。日本でも、昭和16年まで、小学校令で認められていました。

そして、今日の「教育機会確保法」では、「多様な学習活動の実情を踏まえる」（基本理念・第3条、附則3）、「多様な学習活動の重要性を鑑みる」（13条）との文言が3カ所も入り、「学校一本やり」と言われた文部行政に風穴が空いたとも言われています（詳細：チア・マガジン45号P8～P15）。こうした状況で、各教育委員会にも文科省から、同法に基づく対応をするように通達も出されています。

保護者サイドがしっかりと法的な環境について学習し、誠実に、また、よく祈って面談に臨み、マガジン等を示しながら、「多様な学習活動の重要性を鑑みる」必要があることを伝えれば大丈夫です。ぜひ事前の学習等、準備のほどよろしくお願いします。

■本質的なところをざっくりと

法律だけではなく、ホームスクーリングの本質的なところをざっくりと言ひ、あとは、先方が気になっている質問に答えるスタイルがお勧めです。能ある鷹は爪を隠すというか、今まで学んだことは胸にしまっておいて、自分の思いや計画通りに説得しようとしないう方が良いでしょう。

聖霊に祈りながら、相手のニーズを引き出し、それに答える姿勢でいくと、相手も心を開きやすいのではと思います。

■自分たちがめざしていること、ホームスクーリングの目的

聖書・教育の原点に立ち返り、大切な命を任された親が犠牲を払い、一生懸命、子どもを育てること。最善の教育環境を与えたいということ。そのあたりを明確に伝えます。このことに、教育委員会等がだめだと言うのは根本的におかしい。残念ながら子どもの将来については、国も教育委員会も責任が取れない。でも親は責任者であり、教育とその方法にも責任を持つ必要がある。その責任に真摯に向かっていこうという姿勢です。

もちろん、遵法でいきます。現行の法律では、2016年に「教育機会確保法」が公布され、多様な教育が認められるようになってきました。世界的にも問われてきましたが、アメリカでも50州全州で合憲、合法とされました（日本国憲法の基本的人権（11条）、個人の尊重（13条）、思想、及び良心の自由（19条）、信教の自由（20条）、学問の自由（23条）…このあたりは分かりやすい点なので、さらっと触れるといいのでは）。世界的にも合法で、国連憲章の例もあります。

義務教育とは、すべての子どもたちに学ぶ環境を与えるということで、学校という建物に送る、という趣旨の法律目的ではありません。

⑨実践した体験談を一社会性、学力、将来の進路等の質問に対する証し、データ等

最初に伝えた、実践した体験談に戻ります（社会性、学力、将来の進路）。子どもの志や希望が明確であることを強調。孤立して行っているわけではないという意味を含め、チアを紹介。イントロで触れたことの再確認で、これが全国的、国際的な動きであり、教育の本筋、原点、真理であることを紹介。高校卒業資格認定試験制度の合格率は高いこと。最近の大学進学先、就職先を紹介（もちろん、チアとしては、大学進学するかどうかは優先ポイントではありません。でも、選択肢として、進学しようとするならばできるし、実績もあるというレベルの意味です）。

こんな感じで、ざっくり説明していきながら、あとは先方の質問に明るく、優しく、的確に短く答えていけばと思います。

学籍を残すかどうかは、親御さんの判断に委ねています。チア・につぼんとしては、学籍は残した方が利点が多いこともあり、残されてはと思います。でも最終的な判断は委ねますという姿勢です。

利点としては、学校側と摩擦が少ない点があります。ネグレクト・虐待等が問題視されている時世です。チア・につぼんとしては、ネグレクト・虐待等はまったくの犯罪だと認識しています。そうした意味でも、学校側が児童の所在を把握しようとする取り組みも理解できます。また、一人の子どもがいることで、クラスや教員の数が増やせたり、予算額が変わったりする一面もあります。そのあたりは協力しても良いのではと思っています。

一方、ホームスクーラーにとっても、教科書等が無料で取得できたり、スポーツ活動をしたリ奨学金をもらう場合に、学籍が必要とされるケースもあります。納税者として、学校のために税金を納めてもいるわけで、学籍があることで子どもたちが受けられる利点を活かすためにも、学籍を残しても良いと考えます。とはいえ、学校と一線を画して、ホームスクーリングを実施するとの思いも理解できますので、最終判断はそれぞれの親御さんに委ねています。

運動会や遠足ほか、いくつかの学校行事への参加をオファーされることもあります。このあたりは二足のワラジをはくことになり、子どもたちが迷ったり、様々な支障が出てきて、この20年、うまくいかないケースがほとんどであったかと思います。

学校との連絡、家庭訪問等は、これも各親御さんの判断に委ねています。チア・につぼんとしては、慎重にミニマムに…と伝えてきました。欧米では、面談時の子どもたちの同行を始め、厳しく控えているケースが多いです。子どもたちが親のいない場所で説得されたり、迷わされたりすることを防ぐためです。ただし、これも

子どもとの単独接触を防ぎつつ、一年に一度とか、伝道もかねて、親あるいは親子で近況報告に向かい、良好な関係を保持しているケースもあります。一方で、「どうぞ、見守っててください」と、一線を引いているご家庭も少なくありません。親が日常生活の様子分かる写真等を見せて、虐待・ネグレクト児童ではない旨を伝えているケースもあります。そのあたりは、状況に応じて、各ご家庭でご判断いただければと思うところです。もちろん、チア・につぼんとしても、個別相談等にできるだけ応じて応援していますので、何かご心配なことがあれば、ぜひ連絡ください。

面談中、何か嫌なことを言われたり、理解されなくても、怒ったり、動じたりせず、以前は自分も分かっていなかったな—と思いながら、愛と忍耐と神の御手を思って、スマイルと静けさの中で、でも大胆に貫く姿勢で静まる。あとは、相手のニーズへのフォローにまわる（教育委員会なら退室する）という感じでしょうか。

総論としては、祈って導きのままに、大胆に愛と勇気をもって向き合うことが重要だと思います。

チア・につぼん 稲葉 寛夫

……下記、具体的な体験談もご参考に……

○法的な環境整備進む！（マガジン46号より）
 ○衆参全国国会議員への報告時に用いたチア・につぼん封筒
 ○教育機会確保法関連の議連総会のレポート（NL173号より）
 ○議連総会への提出資料（NL173号P9～11より）
 ○ホームスクーラーの進路（マガジン44号より）
 ○ホームスクーラー 豊かな実を結ぶ（プログラミング世界大会優勝ほかNL173号より）
 ○ホームスクーリングよく分かるパッケージ（申込書等、NL171号）
 ○「学校・教育委員会との接し方1」（マガジン36号（2012）より）
 ○「学校・教育委員会との接し方2」（マガジン37号（2012）より）